宗教法人集会所建設

住民の妨害禁止
仮処分認める

宗教法人神慈秀明会（本部・滋賀県甲賀市）が集会所建設に反対する宮崎市新名爪の住民団体に対し、建設妨害の禁止を求めた仮処分申し立てについて、宮崎地裁は31日、申し立てを認める決定を出した。

仮処分決定によると、住民団体が建設予定地に集合し、業者と押し問答になるなどして着工の延期を余儀なくされたと認定。抗議活動は工事を違法に妨害するもので、反復する恐れがあるとした。

これを受けて、住民団体は「今後は妨害はしない。弁護士と相談した上で、建設反対の運動は続けていきたい」と話している。

同法人は5月に着工する予定だったが、住民の反対で阻止された。6月に住民説明会を開くなどして理解を求めたが、両者の溝は埋まらず、6月末に仮処分を申し立てた。